

●共通

No	質問	回答	備考
1	地域ケア会議の対象者は？	12 月 20 日の介護保険事業者合同説明会資料スライド 54 で示したとおり。 対象者は、事業対象者、要支援 1・2	
2	地域ケア会議の対象者は、いつ分かるのか？	地域ケア会議開催 2 か月前に担当課より担当介護支援専門員に通知を行い、担当介護支援専門員よりサービス事業者へ連絡される流れ。詳細については、今後示す予定。	

●サービス事業所（通所系・訪問系）

No.	質問	回答	備考
1	介護保険事業所（通所系・訪問系）はどの様式を使用すればよいのか？	平成 30 年 1 月 17 日開催第 1 回串間市介護保険事業所合同研修会資料中「様式集」のとおり（様式集通所系：P 5 ～P 9 ／訪問系：P10～P14）	様式のデータについては、個別に担当課までお問い合わせください。
2	介護保険事業所（通所系・訪問系）の様式はいつから使用すればよいのか？平成 30 年 4 月以降利用者全員の様式を変更する必要があるのか？	平成 30 年 5 月～サービス利用する新規利用者より順次本市が示した様式を使用していただきたい。要介護認定者については、本帳票を使用しなくても可	
3	今回、介護保険事業所（通所系・訪問系）に示された様式を使ってアセスメントする場合、サービス提供時間内に行うのか、それとも時間外に行うのか	サービス提供時間内に実施していただきたい	
4	介護保険事業所（通所系・訪問系）が使用する様式の「事前」「事後」はいつの時期を示しているのか。	「事前」は、サービス提供初回時 「事後」は、介護支援専門員が計画したプランの期間満了時期	
5	例えば、A さんが訪問介護と訪問看護を利用する場合、同じ訪問系事業所なので、アセスメントを実施するのは、どちらか 1 事業所でよいのか？	対象者が利用するすべての介護保険事業所（通所系・訪問系）で、今回示した様式を使用しアセスメントを実施していただきたい（平成 30 年 2 月 21 日開催第 2 回串間市介護保険事業所合同研修会資料中 P 4 でお示したとおり）	